

新入会員のご紹介



有限会社 鬼頭商店 ●住所 桑名市大字小貝須1297番地
●代表者名 取締役 鬼頭 明利
●種別・業種 正会員・処分業・収集運搬業 ●電話 0594-22-0895

当社は昭和26年に設立し自動車メーカーなどから出される金属の端材ほか、ステンレス、アルミ、銅や真鍮を回収し資源として製鋼メーカーなどへ納入しております。三重県以外のエリアにも対応し、企業様が求める正確かつ迅速な対応に心がけております。優れた処理環境でマニフェストにもしっかり対応し、今後もリサイクル事業を推進してまいります。



有限会社 丸佐建設工業 ●住所 鈴鹿市庄野東3丁目5番33
●代表者名 代表取締役 阪 勇二
●種別・業種 正会員・収集運搬業 ●電話 059-378-1723

弊社は、鈴鹿市で舗装工事を中心に行っている建設会社です。この入会を期に、産業廃棄物の適正な環境にもっと取り組んでいきたいと思っております。



三舞建設 株式会社 ●住所 鈴鹿市秋永町2017番地
●代表者名 代表取締役 下 悦男
●種別・業種 正会員・収集運搬業 ●電話 059-386-4710

弊社は、昭和63年創業以来、鈴鹿市を拠点に土木・舗装業を営んでおり、平成13年に産業廃棄物収集運搬業を取得しました。この度、産業廃棄物協会の会員となり、より一層環境に優しい街づくりを目指し、地域社会に貢献していきたいと考えております。



亀山宇部コンクリート 株式会社 ●住所 亀山市川合町1678番地3
●代表者名 代表取締役 石橋 彰
●種別・業種 正会員・処分業 ●電話 0595-82-1525

当社は、イシバシ工業株式会社の子会社として平成16年度に中間処理業を起業致しました。今後も社会のニーズに合わせながら地域の発展に貢献し、未来の世代の為に環境に配慮し、中間処理業を営んでいく所存です。

大双建設 有限会社

●住所 鈴鹿市三日市3丁目15番26
●代表者名 代表取締役 鎌田 信次
●種別・業種 正会員・収集運搬業
●電話 059-383-3654

有限会社 鈴木石設

●住所 鈴鹿市算所2丁目3番22
●代表者名 代表取締役 鈴木 茂
●種別・業種 正会員・収集運搬業
●電話 059-378-2320

青年部の第1回通常総会を開催

一般社団法人三重県産業廃棄物協会青年部の第1回通常総会が平成24年6月15日（金）四日市市のロワジュールホテルで開催されました。総会の議案は平成23年度の事業報告・決算報告、会則制定、さらに平成24年度事業計画・収支予算が審議、承認され、24年度の新たなスタートを切ることが出来ました。



質問コーナー

最近、特に契約書の記載事項、マニフェストの記載方法での質問が多く寄せられていますので、取り上げたいと思います。

Q：委託契約書には、金額も明記しないといけないのですか。

A：排出事業者は産業廃棄物の運搬、処分を他人に委託する場合、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならない。（廃棄物処理法第12条第5項）と規定されています。

そこで、産業廃棄物の収集、または処分を他人に委託する場合には「委託基準」に従わなければならない。（廃棄物処理法第12条第6項）と規定されていますので金額も必ず明記してください。

Q：廃棄物処理法では、収集運搬業者と処分業者とそれぞれと委託契約しなくてはならないとされていますが、収集運搬業者と処分業者が同一である場合は、契約書は一括契約でもいいですか。

A：収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、例外的に同じ契約書（収集運搬と処分）でもかまいませんが、収集運搬と処分とは印紙税の額が異なるため、税理士にお尋ねください。

Q：紙マニフェストで収集運搬業者が、積替え又は保管を行う場合は、保管場所は収集運搬業者で記載すればよいのですか。また、そこから先の運搬は積替え保管業者が指定する運搬業者になるので排出事業者ではわからないので記載しなくてもいいのでしょうか。

A：紙マニフェストでは、排出事業者が記載事項を全て記載しなくてはなりません。積替え保管場所は委託契約書にも記載しなくてはならない事項であり、その場所が記載してなければ、委託契約違反になりかねません。また、積替え保管場所から処分業者までの運搬業者の名称は把握しておかなければなりません。これも、契約書記載事項ですので必ず記載してください。

Q：建設廃棄物の処理責任について「法第21条の3第1項～4項」で規定されていますが、「法第21条第2項から第4項」によると下請業者による産業廃棄物の運搬でも自社運搬が可能とありますが、下請業者が元請業者になるということでしょうか。

A：建設廃棄物の処理責任は、あくまで「法第21条の3第1項」に規定されているとおり、元請業者が排出事業者となりますので、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければなりません。

しかし、例外として法第21条の3第2項、3項、第4項の条件を満たした場合に限り、下請業者も排出事業者とみなされることとなります。しかし、下請業者は、あくまで下請業者ですので、排出事業者にはなり得ません。この場合でも、あくまで元請業者となります。よって産廃業の許可が必要です。

秋季の環境美化活動に参加しよう!

春季（5月30日：ごみゼロ）と（秋季11月27日：協会設立日）は当協会の環境美化啓発推進記念日です。春や秋、または定期的に事務所等の周辺や道路等のごみ収集、除草等活動の会員様は、協会までご報告を。[写真は新日本技研(株)エヌ・ケー・テクノ(株)統括本部による春季環境美化活動風景]



会員の現況（平成24年5月1日～平成24年7月31日）

会員の現況（平成24年7月31日現在）		
正会員	排出事業者	46
	処理業者	320
賛助会員		20
会員合計		386

会員名（屋号）変更	
（変更前）	（変更後）
クレハエラストマー株式会社 津工場	クレハエラストマー株式会社
株式会社 オー・シー・エス 尾鷲工場	株式会社 オー・シー・エス

地球にやさしい産廃処理

●産業廃棄物処理業 ●建築工一式 ●総合建物解体工事
●製鉄・非製鉄原料問屋 ●清掃工（排水機・分館機・倒溝）
●一般貨物運送事業

株式会社ミヤテック
MIYATEC
www.miyatec.net
ISO 14001 認証工場

■松阪本社工場 〒515-0033 三重県松阪市堀内町896-19 TEL 0598-51-2122 ■多気工場 〒519-2162 三重県多気郡多気町51492-1 TEL 0598-37-2777

コスモは全ての仕事に100%を追求しています。

- 一般廃棄物収集・運搬・処理（し尿・汚泥・塵芥）
- 産業廃棄物処理
- 各種浄化槽保守点検・清掃
- 下水道処理施設維持管理業務
- 下水道排水設備工事
- 下水管路保守点検（管内洗浄・カメラ調査）
- 下水管路止水・内面保証工事
- 下水管路清掃・道路側溝清掃
- 上下水道工事
- 管工事
- 各種土木工事

cosmo 株式会社 **コスモ**